

特定適用事業所・短時間労働者についてよくある質問

Q1. 10月から適用拡大された特定適用事業所・短時間労働者とは改めてどういうものですか？

特定適用事業所とは、厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超える事業所のことです。短時間労働者とは、特定事業所に勤務する方で、次の①から③に該当する場合に、健康保険・厚生年金保険の加入対象となる方のことです。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 賃金が月額8万8千円以上
- ③ 学生でない

Q2. 被保険者の総数が常時50人を超えるとは、どのような状態を指しますか？

事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12か月のうち、6か月以上50人を超える見込みがある場合を指します。

Q3. 常時50人に短時間労働者や、70歳以上で健康保険のみ加入している者は含めてカウントしますか？

含めてカウントはしません。

Q4. これから特定適用事業所に該当した場合、どのような手続きが必要ですか？

日本年金機構の事務センター等へ特定適用事業所該当届の届け出が必要です。

Q5. 50人を超えなくなった場合はどうなりますか？

引き続き特定事業所であるものとして取り扱われます。ただし、被保険者の4分の3以上の同意を得たことを証明する書類を添えて不該当届を届け出た場合は、この限りではありません。

Q6. 短時間労働者として被保険者資格を取得したが、雇用契約の変更があり、正社員になった場合はどうなりますか？

原則5日以内に日本年金機構事務センター等へ「被保険者区分変更届」を届け出ることになります。

1. 令和6年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

令和6年10月から短時間労働者の加入要件が拡大され、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。



厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは

1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

なお、この企業等のことを「特定適用事業所」といいます。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

2. 加入対象者（短時間労働者）の手続き

特定適用事業所に勤務する方で、1週間の所定労働時間または1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の加入対象となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

（日本年金機構ホームページ「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大のご案内」より抜粋）